

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性職員・・・取得率30%以上

<対 策>

令和7年4月～ 各職場における育児休業取得について周知

目標2：職員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

<対 策>

令和7年4月～ 管理職、事業管理者への行動計画の周知
業務量及び業務平準化の見直し、事務効率化の検討